

平成31年度基金借入申込の手引き

公益財団法人福島県市町村振興協会

1. 貸付条件

貸付金の貸付条件の詳細は次のとおりです。

(1) 償還期間及び据置期間については、次の3つの期間から市町村において選択していただきます。

① 償還期間 5年（うち据置1年以内）

② " 10年（うち据置2年以内）

③ " 20年（うち据置3年以内）

(2) 償還方法 年賦元金均等償還

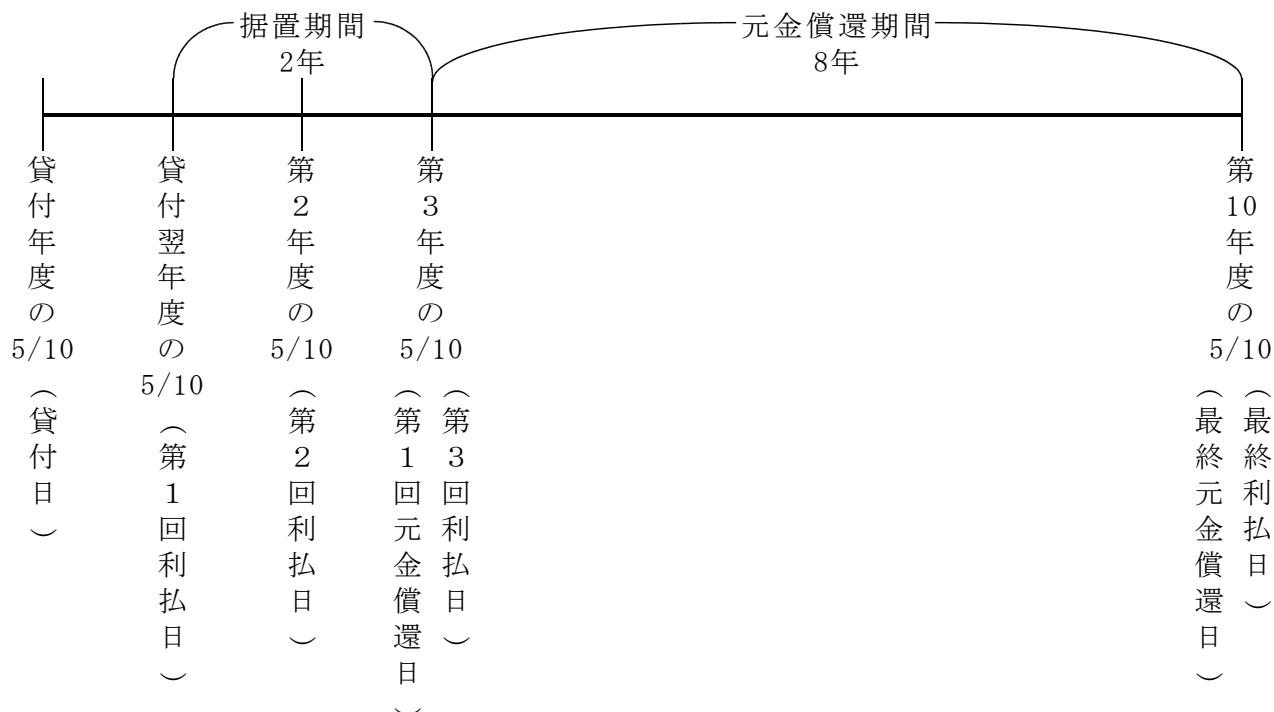
(3) 利率 償還期間 5年 0.01%

" 10年 0.01%

" 20年 0.2%

(4) 貸付日 5月10日(金)

〈例〉 5月10日に貸付を受け、10年(2年据置)で償還する場合は次のようになります。



2. 特約条項

長期貸付には、借用証書の裏面記載のとおり特約条項がありますので、ご承知ください。

3. 借入申込書の提出

(1) 借入申込書は、4月23日（火）までにご提出願います。

(2) 借入申込にあたっては、次の書類を提出してください。

なお、借用証書と引換えに当財団が資金を送付することになっていますが、便宜上
借入申込書と一緒に提出してください。

①長期貸付借入申込書……………1部(様式第1号)

②長期貸付事業概要調書……………1部(様式第3号)

③長期貸付借用証書……………1部(様式第8号)

4. 借入申込書類作成上の留意事項

借入申込書類の作成にあたっては、別紙「提出書類記載例」を参照してください。

また、当財団ホームページ(<http://www.fksm.jp/sinko/>)より提出書類様式がダ
ウンロード出来ますのでご活用ください。(貸付事業欄をご参照ください。)

5. 償還年次表

償還年次表は、当財団が作成して送付します。

6. 送 金

貸付日に借入申込書に記載された被振込銀行等の被振込口座に電信送金の方法によ
り貸付日に資金化できるように送金を行います。

7. 元利償還金払込通知書

長期貸付に係る元利償還金の払込みについては、その払込期日の2週間前までに元
利償還金払込通知書及び元利償還金納付書を送付します。

元利償還金払込通知書及び元利償還金納付書には払込金額、期日及び払込指定銀行

名等が記載してありますので、これによって指定された銀行に払い込んでください。

なお、当財団の長期貸付に係る元利償還金の払込期日は、毎年5月10日となっておりますが、当日が休日にあたるときは、その翌日（その日も休日にあたるときは翌々日）に払い込まれても延滞とはなりません。

8. 提出書類記載例

長期貸付借入申込書
長期貸付事業概要調書
長期貸付借用証書

} 別紙のとおり